

井 倉 村

〔都 留 市〕

井倉村は『甲斐国志』編纂用の絵図を欠くため、約半世紀さかのぼった延享二年（一七四五）の村絵図を収録した。この村絵図と天保九年（一八三八）「井倉村差出帳」と『甲斐国志』の記述によって、井倉村の概要を記すこととする。

井倉村は、朝日川と菅野川の合流付近に位置し、生出山と九鬼山に挟まれた地域にある。この地域も縄文時代の美通遺跡が発掘され、早くから開かれ、古い歴史を持つことがわかる。またこの地域は、中世以来朝日七郷とよばれ、寛文九年（一六六九）の検地に際し、朝日小沢・朝日馬場・朝日曾雌・戸沢・玉川・与縄・井倉七か村に分村した。九鬼は村絵図には「九喜」と記されているが、井倉村の枝村であった。

井倉村の面積は不明であるが、石高は寛文検地以来一六七石余でほとんど変わらず、『甲斐国志』によれば、文化三年（一八〇六）頃の人口は男一七〇・女一六八、合計三三八、戸数七三である。

村域は、『甲斐国志』の記述にしたがうと、西は小野川（通称宮川、正しくは菅野川）をへだてて、古川渡村と境し、東北は札金峠・東山の嶺をもつて朝日小沢村・朝日馬場村と境しているとしている。また南は与縄村、西南は玉川・四日市場両村と境をなしているとしている。しかし、これら『甲斐国志』の記述を検討してみると、正確さに欠ける点があることに気付く。

まず東北部分であるが、『甲斐国志』の記述にしたがえば、井倉村は、与縄村分の日向・上手の山々を飛びこして、東山で朝日馬場村に接していることとなり、現況と大きく異なることとなる。こうした記述の混乱の原因は、井倉村居住者の所有地が、与縄・朝日馬場両村内あり、それを井倉村分として扱わなくてはならないことによるものであった。この与縄村と井倉村との村域の入りくみ状況は、村絵図によってもわかるが、これは、寛文検地の際の分村にあたって、明確な整理を行わなかったことによる。与縄村絵図の解説を参照されたい。

井倉の家並



南についても「南ハ沢戸、西カイト並ビ与縄ト境」と記されているが、沢戸・西カイトは井倉村分であるから、両地域を限り与縄村に接していると記述すべきであろう。この他西南部についても詳細さを欠き、いずれの方向もどの地点で境を接しているか明らかにしていない。

川は古川渡村との境となっている前記の小野川（菅野川）と朝日曾雌の山中から流れ出し、九鬼山の山足を流れる朝日川の二川である。

小野川の水は御普請所となっている井倉村用水堰に利用され、さらに「みどうし」の下に五村組合堰（五ヶ堰）の取水口があって、田野倉・猿橋方面の灌漑用水に利用され、余水は落合で朝日川と合流していた。朝日川は主として井倉東部、九鬼方面に広がる田地をうるおす用水として分水されているが、本流はさらに落合の近く現在の東電水路橋の一〇〇メートル程上で五ヶ堰に分流され、下流の田野倉・大月・駒橋・殿上・猿橋の五か村を潤す源となっている。即ち五ヶ堰は、井倉村地内「見



生出神社

通し」のあたりで菅野川より取水し、朝日川の下を伏樋^{ふせどい}で通し、そしてまた、朝日川から取水した水と合流させていた。

山は南西に生出山^{おいで}、北東は九鬼山があり、東方へそれに続く山があるが、生出山・九鬼山を含めて絵図には山名を全く記していない。昔は山そのものが生出神社の御神体でもあった生出山は、いま碎石採取が行われて標高を日々減じている。

道は谷村より甲州街道の大月宿へ至る往還が井倉村北側、菅野川沿いに通っていた。いまは国道一三九号がその往還に当るが、現在は井倉地内を通らず、北西の古川渡地内を通っている。かつては古川渡村中島から菅野川北岸沿いに下って、現在の宮川上橋を渡ると、今度は南岸沿いに下って、宮川橋前を通り、そのまま菅野川沿いに下って、朝日川を渡り、井倉村九鬼へ出て、鵜の首お経塚（現大原橋東詰）へとつながっていたもので、延享二年の絵図でも「此道谷村より江戸往還」と書かれている、いわゆる富士道である。

いま宮川上橋と呼ばれているところは、かつて「前橋」と名付けられた橋で、「御普請所」であった。この橋を直進すると、生出神社前から県道四日市場上野原線につき当るが、ほぼこの県道と同じ道を朝日川沿いに秋山村方面へと向う河原道があって、これを「朝日川通り」としているが、現在古老はこれを鎌倉街道と伝えている。

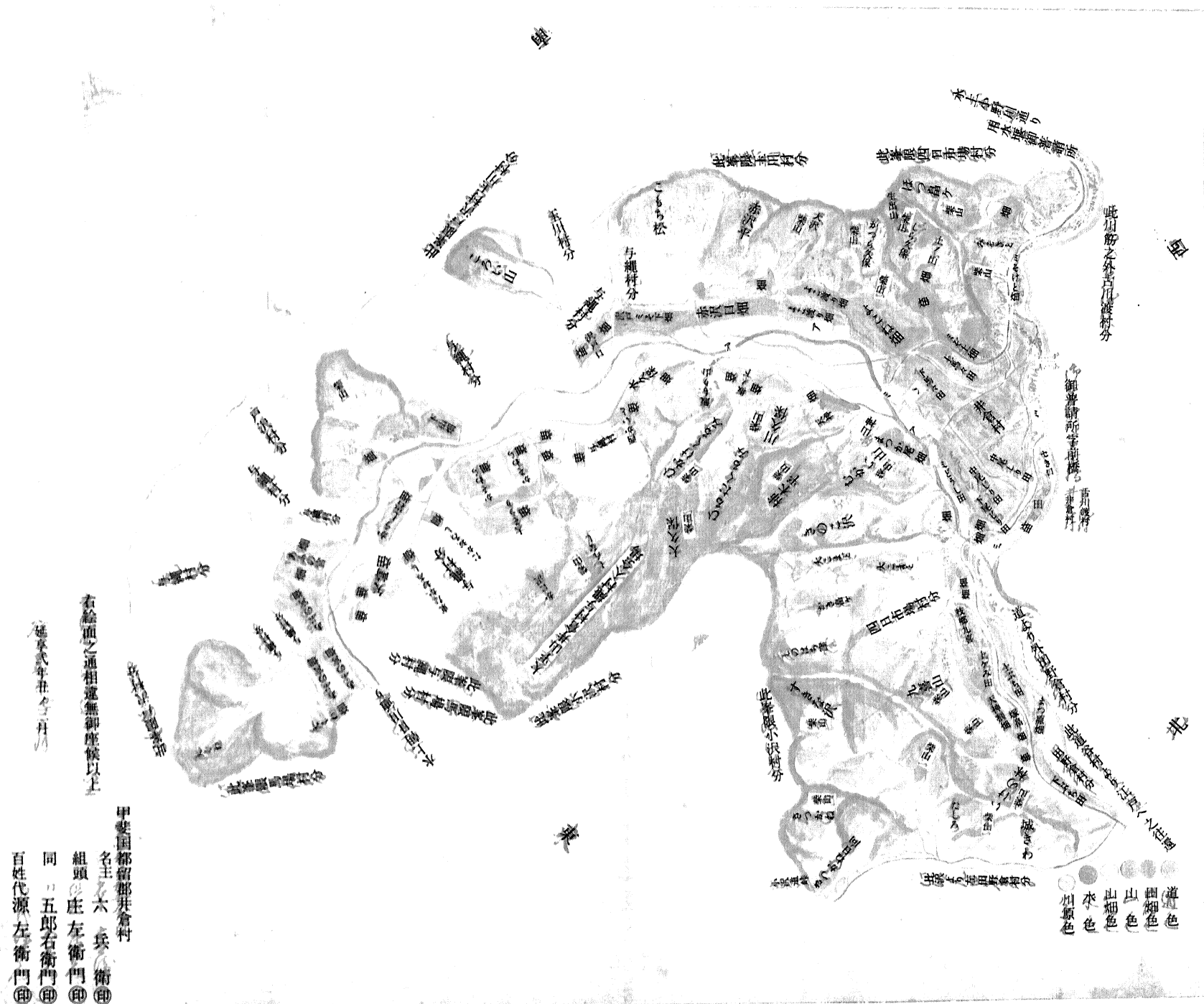
村絵図では田畑を黄色で表わし、小字地名をくわしく記し、「みどうし田・上ふち田・下山畑」というように、「田」と「畑」を細かく区別して記入している。田は井倉用水堰の水利の及ぶ集落付近から落合橋の方へかけてと、九鬼（九喜）の五ヶ堰下に広がっている。黄色でも水利の及ばないところは勿論畑である。集落は生出山下と九鬼山下に描かれているが、現在、丸大産業・山梨NBC工業のある沢戸方面には描かれていない。「村明細帳」にも枝村は九鬼（九喜）のみを記している。

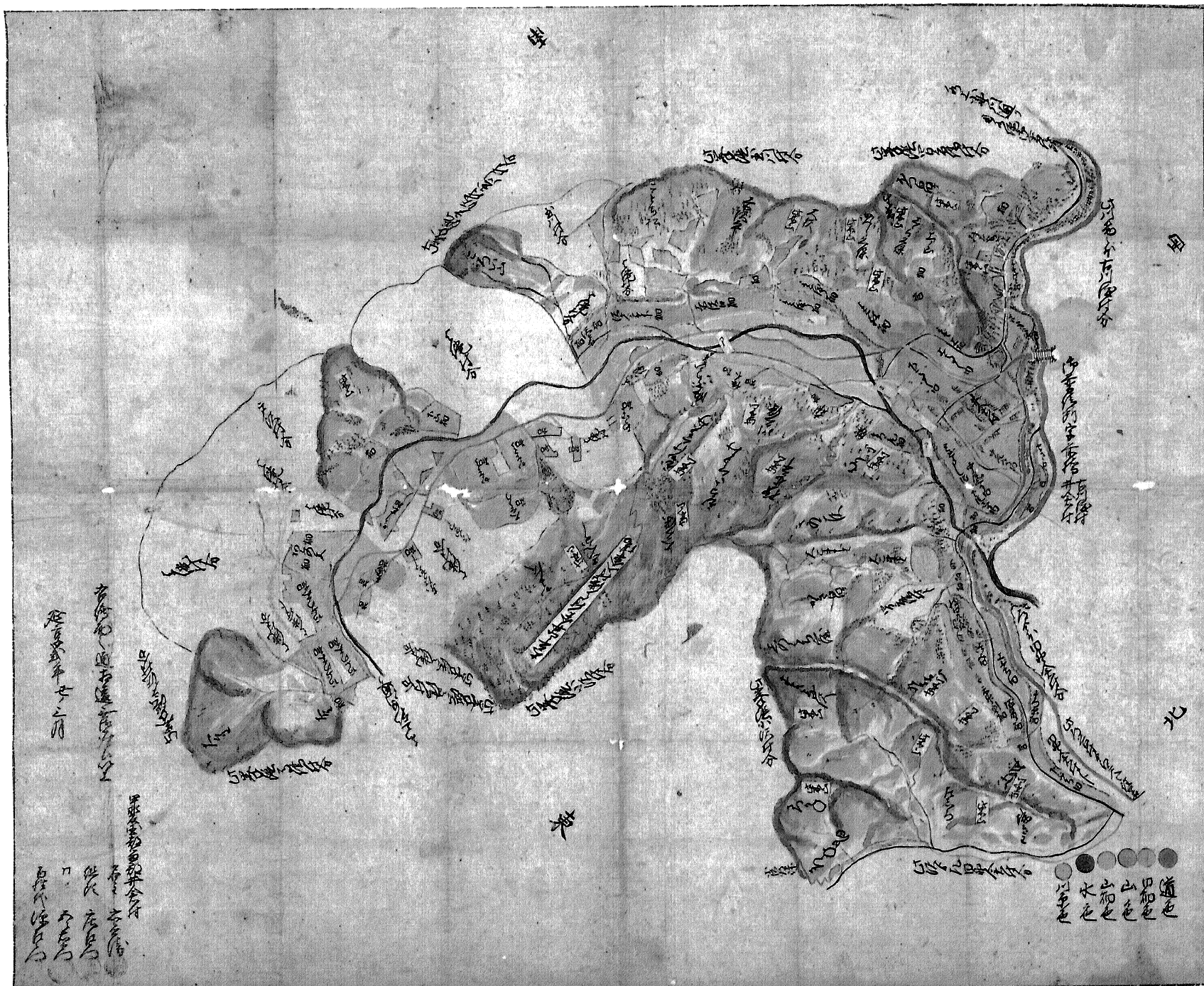
寺社のうち寺は絵図に見えないが、「村明細帳」にもはっきりと寺のないことを記しているが、ほとんど在来の家は朝日馬場の曹洞宗本光寺の檀家である。

神社は村絵図では「天神」と「山神」のみが九鬼山裾に描かれ、氏神である生出神神や九鬼の愛宕神社の社名は見えないが、生出神社についてはお堂様の建物が二つ描かれていて、薬師堂との二棟であることが推定できる。「村明細帳」によれば、氏神として生出大明神をあげ、末社には天神・八幡宮・疱瘡神・風神・

天照大神・地神・飯縄^{いづな}・山神・稲荷大明神のあったことが知られる。他に薬師堂・愛宕堂・地蔵堂を記している。このうち、生出神社の末社はほとんど不明であるが、薬師堂は生出神社脇に、愛宕堂は九鬼の愛宕神社として、地蔵堂は宮川橋近くに子持ち地蔵として現存する。絵図中の「天神」は個人持ちとして、「山神」は位置をやや変えたが、共に現存し、祭礼も続けられている。

かつて本村と九鬼との二集落のみであった井倉村は、その後河川敷の沢戸に集落を発生させ、市制移行後は誘致工場が進出し、また、九鬼北部には住宅団地が造成され、比較的变化の遅かったこの地域も、いま大きく変貌しつつある。なお、昭和五十五年の国勢調査による世帯数・人口は、一二一世帯・四五九人（男二二八・女二三一）である。





都留市史

資料編
都留郡村
村明細帳
繪図集

天保九年（一八三〇）三月 井倉村差出帳

（表紙）
天保九年

甲斐国都留郡井倉村差出帳 控

戊三月 井倉村

百七拾年以前
寛文九酉年秋元但馬守様御檢地御水帳貳冊
百拾二年以前
享保十三年申切出見取場畑水帳壹冊、山水帳壹冊

甲斐国都留郡

一 高百六拾七石八斗五升六合 井倉村

此反別貳拾町七反廿五步

桑貳拾三束半

田高七拾貳石貳斗五升九合叁勺

此反別六町六反貳畝貳步七厘

畑高九拾五石五斗九升六合九勺

此反別拾四町八畝貳拾貳步三厘

桑貳拾三束半

内高四斗七升四合

此反別六畝拾八步

高三石壹斗八升

上田貳反五畝拾貳步

高貳拾壹石壹斗

中田壹町六反三畝步

高貳拾八石貳斗三升七合

下田貳町五反六畝廿壹步

高拾六石四斗八升四合叁勺

下々田壹町八反三畝四步七厘

高貳石五斗三升八合

見付田三反三畝廿五步

高六斗貳升

上畑五畝拾九步

高貳拾三石九斗九升四合

中畑貳町五反貳畝拾八步

高貳拾九石三斗四升

下畑三町九反壹畝六步

内高三斗七升五合

此反別五畝步 諸引

高拾九石六斗七升貳合

下々畑三町五反七畝廿步

内高四升四合

此反別廿四步 諸引

諸引

石盛壹石五斗代

石盛壹石三斗代

石盛壹石壹斗代

石盛九斗代

石盛七斗五升代

石盛壹石壹斗代

石盛九斗五升代

石盛七斗五升代

石盛五斗五升代

高石四升 見付畑三町耆反五畝拾三步	石盛三斗五升代	是は当村用水田水にて御座候、満水之節は押崩候得は、前々より御入用にて御普請被成下候
内高五合		一堰下川除場数ヶ所御座候
此反別四歩	諸引	右同断
高八石貳斗八升四合 屋敷六反九畝貳歩	石盛耆石貳斗代	一瀬戸河原川除場数ヶ所御座候、但荒地数ヶ所御座候
上田畑成貳畝八歩	石盛耆石五斗代	一板橋耆ヶ所 長七間 巾九尺 当 古川渡村立会
高貳斗七升三合	石盛耆石三斗代	是は江戸より当国谷村并ニ駿州富士郡へ之往還ニ御座候、御普請之儀は前々より御入用被下置御普請被仰付候
中田畑成貳畝三步	石盛耆石耆斗代	一板橋耆ヶ所 長四間 巾九尺 当村持
高五斗七升九合	石盛九斗代	一板橋耆ヶ所 但長拾耆間 巾九尺 是は右同断
下田畑成五畝八歩	石盛七斗五升代	一悪水払込樋耆ヶ所 但貳間半 右同断
高三斗七升八合九勺		是は田方悪水払にて御普請之儀は、材木等は御公儀より被下置自普請ニ仕来候
下々田畑成四畝六歩三厘		田畑小作入上
高貳斗四升九合		一田耆反歩ニ付金耆兩貳分より貳兩位迄、上・中・下・下々 年々甲乙ニ御座候
見付田畑成三畝拾歩		一畑耆反歩ニ付金耆兩貳分より貳兩位迄、但上・中・下・下々平均
内高五升		一畑耆反歩ニ付金耆兩より貳兩位迄、但上・中・下・下々平均
此反別廿歩	(記載なし)	一田方耆反歩ニ付金耆兩より貳兩位迄、但上・中・下・下々
高八斗二升五合	耆東ニ付三升五合代	但、仕付之儀は五月中より半夏之間
桑貳拾三束半	見取	一田畑耆反歩ニ付麦種貳斗五升より三斗位迄、但上・中・下・下々
一畑耆町九反貳畝拾耆歩	諸引	但、仕付之儀は秋土用中
内六畝八歩		一薪取場
残耆町八反六畝三步	反六升貳合貳勺	是は朝日村山内入会境、前はちからの筋、道志口山神戸・あふたミ筋、あまかき沢・ゆけむろ、奥は秋山・道志村・戸沢山境迄不残、薪は不及申、何にても山ニ有之物往古より取来申候
此取米耆石耆斗五升八合	同断	一村持松林耆ヶ所
一畑耆反九畝歩	反三升六合	是は大平山と申所ニ、井倉村・与縄村兩村分にて入
此取米六升八合	同断	
一畑五反四歩	反三升耆合	
此取米耆斗五升五合耆勺	同断	
一林貳反五畝貳拾三步	反三升耆合	
此取米八升	定納	
一山畑三町耆反四畝拾四歩		
此取大豆貳石九斗三升貳合		
一柴山八町三反五畝拾歩		
此取米四石九斗七升		
一米貳斗耆升貳合三勺	畑方切出年貢	
一永耆貫六百七拾九文	浮役諸品	
一米耆斗耆合	宿役米	
一漆桶結縄七房	正納	
当戊より寅迄五ヶ年賦	御拝借物	
一穀四拾貳俵	諸種物代	
一金拾八兩也	風損小屋掛料	
一金耆兩貳分也	持主 金 兵衛	
一獵師鉄炮耆挺	冥加永五拾文	
冥加永五拾文		
一棒手札耆枚	預り主 平右衛門	
冥加永金貳朱	善右衛門	
一用水堰堀耆ヶ所	五郎左衛門	
	持主 七左衛門	
	長五百間余	

会場所、田用水堰・砂払・橋木用意ニ兩村相談にて
立置申候

一百姓持林 七ヶ所

松雜木

是は山畑御年貢所并柴山御年貢所にて、為自用少々
宛立置申候

一当村土地、黒はや・赤はやにて御座候

一当村東南之山下之村方にて御座候、富士山は午未ニ当
り申候

一こやし之儀は、田畑耆反歩ニ付柴三拾五駄より四拾駄
迄、此外馬屋こへ・しもこへ用い申候

一御高札場耆ヶ所

火之元用心之御高札

耆枚

内 切支丹御高札

耆枚

三笠博奕之御高札

耆枚

一当村枝郷九鬼、当村より五丁程北之方

当村氏神
一生出大明神社

あき七尺
但 拜殿付

神主
高 磨

除地四畝拾三步

天神

八幡宮

疱瘡神

末社

風神

天照大神

地神

飯繩

山神

稻荷大明神

一薬師堂

耆ヶ所

但式間四面 村持

除地三畝六歩

一愛宕堂

耆ヶ所

但式間四面

是は朝日村本光寺持ニ御座候

一地蔵堂

耆ヶ所

但式間四面 村持

一当村稼之儀は、男は耕作の外薪・秣を取申候、女は耕
作之間絹紬仕候

一名主・組頭給無御座候

一当村より道法江戸へ式拾五里、甲府へ拾貳里、豆州三

嶋へ拾六里

一当村より隣郷

谷村へ耆里、四日市場村へ十五丁、田之倉村へ
貳拾八丁、古川渡村へ五丁、与繩村へ拾丁

一百姓屋作仕候節は、自分持林四壁之竹木并ニ雜木・萱

諸品之儀は入会朝日村山にて取来申候

一大工 耆人

一定使 耆人

一下人召抱は極月廿日前後出替りニ御座候

一家数六十八軒

惣人数貳百九拾四人内男百四拾六人

但馬拾八疋
女百四拾八人 但牛無御座候

一当村より古川渡村へ之出作 凡七石余 古川渡村

一他村より当村へ之入作

凡高四拾石余

柴米三石三合
大豆五斗四升八合

古川渡村
四日市場村
田之倉村
与繩村
朝日馬場村

右之五ヶ村より当村へ入作仕候

一当村蚕大積石高拾八石位、此代金耆兩ニ付三斗程ニ
仕、金高六拾兩程、内繭にて売出候分拾五兩程

一当村絹紬織出し六拾疋位、内式拾疋は織替、相州井ニ
甲府領より糸買調織出し申候

一御伝馬宿へ人馬差出候儀、御通行之度々差出申候

当村より御上納無御座候物

一稗納

一蕎麦納

一荏納

一小豆納

一諸運上物

一漆納

一御野菜物納

八品不納ニ御座候

当村無御座物

一御用松林

一御立藪

一御林守

一堰・溜池

一百姓持之船

一郷藏

一御巢鷹場

一追放もの、上り田地

一船渡往来川筋

一寺

一御陣屋

一酒屋

一川浜猟師

一御薬草之出山

一当村御鷹場

一切支丹之類族

一紙漉

一樹木之類

一茶

一藍作り

一当村名物

一捨牛馬反別

一 医師

一 鍛冶・小挽・桶屋^(木)

ノ^(金)三十六ヶ所

右之者共無御座無候

右之通当村諸色明細御尋ニ付、御上納始有来ル品々員数
書上申所、相違無御座候、若何ニも隠置、後日ニ被及聞
召候ハ、如何様之越度ニも可被仰付候、以上

天保九年

甲斐国郡内領

戊三月

井倉村与頭 三郎兵衛[㊦]

同断 五郎左衛門[㊦]

西村貞太郎様

百姓代 善右衛門[㊦]

御役所

(東京都新宿区 税務大学校資料室所蔵)